

社会保障・税番号制度による  
個人番号の通知カードが

10月から順次送付されます

個人番号

通知カード

25年5月に「行政手続きに  
おける特定の個人を識別する  
ための番号の利用等に関する  
法律」が公布され、10月5日  
(月)に施行されます。

市民の一人ひとりに個人番  
号が付番され、社会保障・税  
番号制度として社会保障分野  
や税、防災にも利用されます。  
個人番号は、行政運営を効率  
化・透明化し、国民の利便性  
を高め、公平・公正な社会を  
実現するための社会基盤にな  
るものです。

9月は

障害者雇用支援月間です

第16回障害者雇用  
促進パネル展

市では、障害者雇用につい  
ての理解と協力を深めていた  
だくために、毎年、パネル展  
を開催しています。今年も、  
障害のある方の就労に向けた  
取り組みや地域の作業所で働  
く様子を紹介します。

障害者就労支援室  
(障害者就労支援事業)

障害のある方からの一般就  
労に関する相談や、障害者雇  
用を検討している事業主から  
の相談をお受けし、支援を行  
っています(相談は予約制で  
す)。

障害者就労相談コーナー

パネル展の最終日に、就労  
相談コーナーを設けます。障  
害者就労支援室のスタッフが  
就労に関する相談を受け付け  
ます。気軽にご利用ください。  
【日時】9月4日(金)午前  
10時〜午後4時

現在、実際の居住地に住民登  
録をしておらず、通知カード  
を受け取れない方は、番号法  
施行日である10月5日より前  
に、現在の居住地に住民登録  
を移してください。

また、特別な事情があつて  
住民登録を移せず、通知カー  
ドを受け取れない方について  
は、申請により送付先を現在  
の居住地に変更できる場合に  
あります。住民登録をしてい  
る市区町村で申請を受け付け  
ます。送付先変更の登録期間  
は、9月25日(金)までです。  
早めにご相談ください。詳細  
は市ホームページをご覧ください。

社会保険・税番号(マイナ  
ナンバー)制度に関しては、社  
会保険・税番号制度ホームペ  
ージ(<http://www.cas.go.jp/seisaku/kangoseido/>)をご覧  
いただくか、マイナンバーコ  
ールセンター(全国共通ナビ  
ダイヤル) ☎0570・20・  
0178へ。  
詳しくは、市民課 ☎470・  
7722へ。

9月は

「自殺防止!東京キャンペーン」  
月間です

月間です

都では、9月を自殺対策強  
化月間として「自殺防止!東  
京キャンペーン」を展開して  
います。普段抱えている悩み  
や不安を話してみませんか。

特別相談  
○東京都自殺相談ダイヤル ☎  
120・738・556(フ  
リーダイヤル)  
【日時】9月10日(木)午前  
8時〜11日(金)午前8時  
24時間対応  
○54時間特別相談(東京自殺  
防止センター) ☎0120・  
589・090(フリーダイ  
ヤル)

【日時】9月7日(月)〜11  
日(金) 24時間対応  
○自殺予防のいのちの電話 ☎0  
3・32335・1155  
【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前9時  
〜午後5時  
○東京都ろうどう110番  
(東京都労働相談情報センタ  
ー) ☎0570・006110  
【日時】9月8日(火)・9  
日(水)のいずれも午前9時  
〜午後5時  
詳しくは都福祉保健局保健  
政策課自殺総合対策担当 ☎0  
3・5320・4310

【日時】9月5日(土)午前  
7時〜9時  
【日時】9月2日(水)〜4  
日(金)のいずれも午前9時  
〜午後4時(2日は午後1時  
から)

さいわい福祉センター利用者募集  
「機能回復訓練・入浴サービス」

次の①②のいずれも、介護  
保険によるサービスを受けて  
いない方が対象です。

①機能回復訓練  
【利用期間】10月〜28年3月  
の毎週火曜日  
【内容】運動療法個別指導  
(家族も含む)・補装具(車い  
す、下肢装具、つえなど)の  
製作と修理の相談および使用  
練習。整形外科医師相談  
【対象】市内在住の15歳〜64  
歳で、医療行為を終え症状が  
安定し、在宅で訓練を継続す  
るための指導を希望する方  
【定員】若干名

【会場】市役所1階屋内ひろ  
ば・市民プラザホール  
【対象】市内在住または在勤  
の障害のある方  
【費用】無料  
詳しくはさいわい福祉セン  
ター ☎477・2711 また  
は各就労支援室へ。

【内容】「自分を傷つけずに  
はいられない!生きづらさ  
を抱える若者の自殺予防のた  
めに」  
【対象】市区町村、関係団体  
都民  
申し込みは都福祉保健局ホ  
ームページ (<http://www.tkn-shinokanetokyo.jp/>)を  
ご覧ください。  
詳しくは同局保健政策課自  
殺総合対策担当 ☎03・53  
20・4310へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前9時  
〜午後5時  
【日時】9月1日(火)〜30  
日(水)  
【会場】わくわく健康プラザ  
1階人口ホール  
【内容】①自殺予防のパネル  
展示②関連図書展示③自殺予  
防やうつ予防に関するリーフ  
レット類の配布  
【その他】「こころの健康つ  
くり講演会」を10月9日(金)、  
市民プラザで実施予定です。  
詳しくは広報10月1日号でお  
知らせします。  
詳しくは健康課 ☎477・  
0022へ。

【日時】9月10日(木)午後  
6時半〜8時  
【会場】都庁都民ホール  
【講師】精神科医の松本俊彦  
氏

【日時】9月10日(木)午後  
6時半〜8時  
【会場】都庁都民ホール  
【講師】精神科医の松本俊彦  
氏

障害者サービス  
日中一時支援事業・移動支援事業の  
利用手続きについて

現在、10月以降の日中一時  
支援と移動支援事業の利用申  
し込みを受け付けています。  
世帯の場合、住民税の課税状  
況によって設定されています。  
ただし、18歳以上の方は、障  
害者本人とその配偶者のみの  
課税状況によって負担額を決  
定します。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

国民年金  
国民年金保険料  
「10年の後納制度」  
は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過  
去10年間に納め忘れた国民  
年金保険料を納付すること  
ができる仕組みです(本来、  
国民年金保険料は2年を経過  
すると時効により納付するこ  
とができません)。この制度を  
利用すれば、将来の年金額を  
増やすことができます。「10年  
の後納制度」は、9月30日(水)  
をもって終了します。終了後  
10月1日(木)から3年間に  
限り、過去5年間に納め忘れ  
た国民年金保険料を納付する  
ことができます。「5年の後納制  
度」が始まりますが、10年の  
後納制度よりも納付できる期  
間が短く、保険料の加算額が  
高くなります。  
なお、老齢基礎年金を受  
給している方などは、後納  
制度の利用はできません。  
後納制度を利用するには、  
申し込みが必要です。詳細  
については「国民年金保険  
料専用ダイヤル」(057  
0・011・050)へ問  
い合わせてください。  
詳しくは武蔵野年金事務  
所 ☎0422・56・14  
11へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

【日時】9月7日(月)・8  
日(火)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
【日時】9月15日(火)〜17  
日(木)のいずれも午前10時  
〜正午と午後1時〜4時  
3・4505へ。

市消費者センターで特別相談を  
実施します

【会場】市消費者センター  
(市役所2階生活文化課内)  
【実施形態】電話相談・対面  
相談(いずれも予約不要)  
※通常の消費者相談も行っ  
ています。  
詳しくは同センター ☎47  
3・4505へ。

不動産の街頭無料相談所を  
開設します

【日時】9月12日(土)午前  
10時〜午後4時  
【会場】アスタビル2階セン  
ター ☎467・3188へ。

障害者就労支援室  
(障害者就労支援事業)

【日時】9月2日(水)〜4  
日(金)のいずれも午前9時  
〜午後4時(2日は午後1時  
から)

【日時】9月2日(水)〜4  
日(金)のいずれも午前9時  
〜午後4時(2日は午後1時  
から)

【日時】9月2日(水)〜4  
日(金)のいずれも午前9時  
〜午後4時(2日は午後1時  
から)